様式第１号（第９条関係）

熊本市公民館　使用者登録申請書

平成　　年　　月

熊本市教育委員会　宛
下記のとおり公民館の使用者登録をしたいので申し込みます。

（＊印・

公民館で使用者ＩＤ（団体）の設定を行いますので、記入しないでください。

団体の住所と電話番号が責任者と同じ場合、団体の住所と電話番号の記入は必要ありません。

使用者ＩＤ（団体）		
フリガナ		ミナミカラオケクラブ
団　体　名		みなみカラオケクラブ
会の目的		カラオケの練習
団体住所		〒　　－ 熊本県　　市･町･村　　区
電話番号		
＊主　な　使　用　内　容 （使用内容を具体的に 記入願います。）		・カラオケの練習 ・発表会のリハーサル ・打ち合わせ会議
代表者	＊フリガナ	
	＊氏　　名	
	＊住　　所	〒　　－ 熊本県　　市･町･村　　区
	＊電話番号	
	メールアドレス	
責任者	＊使用者 ID（個人）	
	＊フリガナ	ミナミ　ハルオ
	＊氏　　名	南　春男
	＊住　　所	〒８６１－２２２２ 熊本県　熊本　市･町･村　南　区　みなみ２２２２－２
	＊電話番号	０９６－９８７－６５４３
	（＊）メールアドレス （電子予約システム 利用者は必須）	ｈａｒｕｏ@ｋｕｍａｍｏｔｏ．ｊｐ
＊公民館を使用する人数		１５人

できるだけ具体的に記入下さい。

代表者と責任者が同じ場合、代表者欄の記入は必要ありません。

公民館で使用者ＩＤ（個人）の設定を行いますので、記入しないでください。ただし、個人ＩＤをお持ちの方はそれをご記入ください。

予約の確認メール等を受け取ることができますので、インターネット等で予約される方は、必ずご記入ください。また、下記の本人確認のための質問と回答にも必ずお答えください。

※　１人での部屋使用はできません。　★団体名・フリガナは必ず記入してください。

責任者	＊生年月日	（西暦） １９７１年　１月　１日
	＊登録公民館	富合　　公民館
	＊ハンドルネーム	
	＊パスワード	

電子予約システム利用者は本人確認のための質問を選び、回答をご記入ください。

ペットの名前　好きなスポーツ
好きな食べ物　思い出の場所

回答	バドミントン

ハンドルネーム・パスワードを自分で設定したい人はご記入ください。**記入されていない場合は公民館で設定します。**

パスワードの変更を希望される方は、「**ひばりねっとよやくまくん**」**https://yoyakuma.jp** から変更してください。

熊本市公民館は、社会教育法に基づいた「社会教育施設」です。使用する際は事前に審査し、その後使用を希望する公民館の施設登録を行います。そこで、使用を希望する公民館にチェックを入れてください。（複数選択可）

□中央公民館	□大江公民館	□五福公民館
□東部公民館	□託麻公民館	□秋津公民館
□西部公民館	□花園公民館	□河内公民館
□南部公民館	□幸田公民館	□飽田公民館
□天明公民館	☑富合公民館	□城南公民館
□龍田公民館	□清水公民館	□北部公民館
□植木公民館	□北部公民館　西里分館	

上記でチェックを入れた公民館以外の熊本市公民館を使用したい場合は、使用したい公民館にご連絡ください。

【社会体育施設で既に登録されている団体の方へ】
社会体育施設で既に登録されている団体の方は、使いたい熊本市公民館を新たに登録する必要があります。上記の熊本市公民館から使用したい公民館を選び、チェックを入れてください。

【社会教育法第２３条により、次の行為には使用できません】

① 営利を目的とした使用
- ○ 物品の売買（無償も含む）
- ○ 物品の代わりに会員の資格などの売買（無償も含む）
- ○ 企業などが行う一般市民対象に広告・宣伝を目的とした事業
- ○ 企業等が行う入社説明会や採用面接会場（試験会場）
- ○ 企業、指導者等が参加費、入場料を徴収して行う事業
- ○ 塾や習い事等の日常活動の場（授業、模擬テスト、入塾説明会など）としての使用

② 政党が主催する党員だけの集会

③ 宗派の布教のための集会

★ 上記のほか、公民館の目的（社会教育法第 20 条、熊本市公民館条例施行規則第１条）に反したり、管理運営上支障があると認められる行為があったりした場合は、使用をお断りすること（熊本市公民館条例第４条）があります。
※ 飲食を目的とした利用不可、飲酒も不可

★ 公民館職員が職務執行のため部屋に立ち入る場合があります。また、使用に関しては公民館職員の指示に従わなければなりません（熊本市公民館条例第７条）。

◎社会教育法に基づく上記の事項ならびに熊本市公民館の運営方針・使用基準に沿って使用します。

登録責任者　　南　春男

署名をお願いします。